

## 確定係数に基づく算定条件等について

### 1 算定条件

#### (1) 推計被保険者数、推計診療費総額

	人 数/金 額
H31 推計一般被保険者数	1, 3 7 3, 6 5 4 人
H31 推計診療費総額	約 4, 7 4 9 億円

(参 考) 昨年度の算定での推計値に比して、被保険者数について約 5. 7 % の減、一人あたり医療費について、約 3. 2 % の増を見込んでいる。

H31 診療報酬改定について、国からの通知を踏まえ、「0. 99971」を見込み、推計した診療費総額に乗じている。

#### (2) 国からの公費

	金 額
普通調整交付金	約 2 2 5 億円
特別調整交付金(県分)	約 6 億円
暫定措置	約 1 3 億円
追加激変緩和	約 5 億円
保険者努力支援制度(県分)	約 2 8 億円
保険者努力支援制度(市町村分)	約 2 7 億円

※その他、療養給付費等負担金、高額医療費負担金等も公費として見込んでいる。

(参 考) 保険者努力支援制度について、30年度分と比して、県分で約 6 億円、市町村分で約 2 億円の交付額の増となった。

#### (3) 高齢者医療制度関係

	金 額
前期高齢者交付金(歳入)	約 1, 7 7 6 億円
後期高齢者支援金等(歳出)	約 7 9 9 億円
介護納付金(歳出)	約 2 6 3 億円

## 2 激変緩和措置

### (1) 一定割合の設定

平成31年度標準保険料と平成28年度保険料（理論値）とを比較して、県平均の伸び率（自然増）が+5.6%となったため、一定割合を8.6%に設定して激変緩和措置を講じた

一定割合	8.6% (自然増[5.6%]) + 1年あたり1%×3年[3%]
------	--------------------------------------

### (2) 激変緩和の財源

下記の財源を活用し、激変緩和措置を講じた。

	金額
暫定措置(再掲)	約13億円
追加激変緩和(再掲)	約5億円
特例基金	4億円
県繰入金	約60億円 (9%の内約1.93%)
計	約82億円